

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する公聴会

日 時：平成27年9月28日（月）13:00～13:20

会 場：②宇都宮市民プラザ

発言者：公述人 3

鹿沼市から来ました■■■■と申します。現在、無職です。

きょうは、霞ヶ浦導水事業を前提とする河川整備計画は認められないというお話をさせていただきます。それと、原案の誤った記述も訂正していただきたいと思っております。

那珂川水系河川整備計画(原案)、以下、原案と言いますが、霞ヶ浦導水事業を那珂川水系における重要事業として位置づけております。

原案の15ページには、給水人口や水需要がふえるので新たな水源の確保が必要だと書かれています。また、暫定水利権の安定化が必要だと書かれています。

33ページに、そのために霞ヶ浦導水事業を整備すると書かれています。しかし、霞ヶ浦導水事業を重要事業として位置づけることは認められません。目的ですが、目的がすべて成り立たないからです。水質浄化は虚構、流況調整は不可能、水源開発は時代錯誤です。この事業は生態系と漁業に悪影響を与えます。したがって、霞ヶ浦導水は中止すべき事業です。

事業の説明は省略します。

次に、利根川導水路2.6キロは、1994年に既に完成しております。

事業の経緯ですが、45年前から始まった事業です。総工費1,900億円のうち8割を執行しましたが、工事は4割しか進んでいません。残事業費400億円で完成が不可能なことは明らかで、今後事業費がどれだけ膨れ上がるかわからないというようなところです。

霞ヶ浦導水の目的は水質浄化、水不足の軽減、新規都市用水の確保であります。その目的はすべて虚構でありまして、まず霞ヶ浦の水質浄化は虚構というお話です。これは水質浄化のための水の動きのイメージ図です。CODに着目すれば、両河川水を水で薄めれば、霞ヶ浦は浄化できそうに見えます。しかし、全窒素は両河川の方が高いので、それらを霞ヶ浦に導水すればアオコの被害がふえると予想されます。全リンについては、霞ヶ浦は両河川の間ぐらいなので、両河川から導水しても濃度は変わらず、水質浄化の効果もないということです。那珂川の硝酸態窒素は霞ヶ浦より6倍高いので、那珂川の水を霞ヶ浦に入れば、霞ヶ浦のアオコ被害は増大することになります。これらは茨城県の霞ヶ浦水質保全事業と矛盾します。

国土交通省の試算によっても、水質浄化の効果はわずかなものです。7mg/LのCODを0.8mg/L低下できることになっています。削減率11%です。CODの1割削減に1,900億円もかけるのかという話です。霞ヶ浦のCODは6ないし10mg/Lの間を変動しており、COD0.8mg/Lの改善効果に意味はありません。

会計検査院も浄化の効果を疑問視しています。COD値は8.0mg/Lを超え、さらに悪化する中で、COD値5.0mg/L前半という目標を達成するまでに相当な期間を要すると見込まれると書いてあります。

差し止め訴訟でも、国側証人の湖水回転率による改善はたかが知れている、目に見える形で水質を改善することはできないと証言しました。御用有識者さえも事業目的を正当化できないということです。そもそも霞ヶ浦浄化を国や県にやらせたら効果が出ないということです。

2010年までに霞ヶ浦の水質浄化に投入された事業費は1.3兆円近くになりますが、効果は上がっていません。結論は、霞ヶ浦導水は水質浄化の効果がないだけでなく、逆効果になるということです。

それから、桜川・千波湖浄化、これまでもやってきた那珂川を水源とする渡里用水による導水を取水可能量までやればよいということです。霞ヶ浦導水の完成するまでの暫定措置とされていますが、暫定である必要が疑問です。

次に、水不足の軽減も虚構という話で、霞ヶ浦を媒介として利根川と那珂川の水を相互に行き来させないと水不足の軽減はできません。次は、流況調整の場合の水の動きのイメージです。しかし、霞ヶ浦から両河川への送水はできません。なぜなら、霞ヶ浦のCOD値は高いので、両河川に送水すれば、両河川の生物と水道事業に大ダメージを与えることは必至です。

特に、那珂川の被害は深刻です。アユ、サケ、シジミなどがカビ臭で汚染されるおそれがあり、上水道を通してアオコ毒やダイオキシンによる住民の健康被害も予想されます。那珂川のアユの稚魚が取水口に吸い込まれて死ぬという問題もあります。それから、流量が3割も減ることにより、プランクトン生産が縮小し、アユ以外の魚類の生育にも影響があります。

異なる水系の水を混ぜることは、生物多様性条約、同基本法に違反します。特に霞ヶ浦にはアメリカナマズ、カワヒバリガイ、ブラックバスなどの有害な外来生物がおり、両河川への送水は在来種を減らしてしまいます。したがって、那珂導水路は完成しても使えず、開かずの水路になることは確実です。

霞ヶ浦の水を利根川に送水したらどうなったかといいますと、利根川と霞ヶ浦を結ぶ利根導水は1990年3月に完成し、翌年通水試験をしましたが、利根川のシジミが大量死しました。以後、利用実績はほぼゼロであり、水融通が不可能なことは証明されています。そのほか、那珂導水路が地下水脈を絶つことによる損害の発生が予想されます。

水不足は、これはちょっと長いので省略して、霞ヶ浦の水質に関する国土交通省の言い分というのがあります。常陸川水門を開放することにより利根川に流下しているが漁業被害が出ていないではないかというものです。だから、霞ヶ浦の水質に問題はないと言いたいようです。しかし、海水が大量に遡上する最下流で混ぜても害が少ないのは当然ではないかと思います。被害が出ないというなら、利根導水を渇水時期に運用して証明すべきではないでしょうか。

新規都市用水の確保は虚構という話です。

これまでも出たように、霞ヶ浦を経由して利根川と那珂川の間で水を融通することは不可能です。したがって、利根川や那珂川の流域の都市に水需要があろうがなかろうが、とにかく導水路は使えない施設なんですから、新規都市用水の確保という目的は成り立ちません。しかしながら、一応、利根川や那珂川の流域に都市用水の新規需要があるのかを検討します。原案では、人口がふえてきたので水源の確保が必要だといっております。しかし、将来の人口増加は那珂川流域ではあり得ないのであり、原案は将来を適正に見通すという観点を欠いており不当であります。

人がいるから水が必要ということであり、人口が水需要の最大の要因であると考えられます。日本の人口はふえません。50年後には6割程度の8,000万人台になると推定されております。利根川流域6都県の人口も、2015年ごろをピークに減少すると推定されています。日本の水需要、これも94年をピークに減少しております。利根川の6都県の水需要、これも1992年をピークに減少しております。6都県の工業用水も、1970年代から減少しております。

国土交通省の資料によれば、将来の水道事業は50年後の利根川では62%になる、全国では55%にまで

減少すると見込まれております。つまり、現在、水は足りていて、今後も水需要は減少傾向が続くのですから、余裕は増えていきます。したがって、今後の水源開発は不要ということになります。

霞ヶ浦導水は、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画、通称利根川・荒川フルプランに位置づけられております。このフルプランの根拠法は水資源開発促進法です。しかし、人口が減少し水余りの時代に水資源開発促進法は時代錯誤であり、存在意義を失っております。厚生労働省も水道事業の規模縮小を提案する事態です。新水道ビジョンで今後も続く需要減少に対応して、事業規模を縮小しようといっております。

水需要はなぜ減少するのかという話です。節水型トイレが普及しました。最新型の洗浄水準では約4Lです。36年前は13Lでした。6L型節水トイレの普及率は2012年度で13%ですから、節水型トイレは今後ますます普及することが見込まれます。確実です。

次に、節水型洗濯機も普及しました。全自動のデータですが、衣類1kg当たりの使用水量が40Lから10Lに減少しました。また、水道管からの漏水も減りました。水道の有収率が上がったということは、漏水が下がったということを示します。そして、国民の節水意識も向上しました。

霞ヶ浦導水における新規都市用水の確保というのはどういうものかといいますと、細かい説明は省略しますが、全土で毎秒9.2トンの水源を開発する、工事事務所のホームページには書かれております。しかし、正しくは9.026トンです。なぜなら、千葉市と千葉県内の広域水道が2011年までに事業から撤退しているからです。

次に、参画団体の都県ですが、茨城、埼玉、千葉、東京などが都県ということになります。各都県で水源が不足していないという話です。予備知識として、行政には水需要予測に関する裏マニュアルがあるというふうに私は考えております。まず、保有水源の過小評価を行います。そして、水需要は過大予測をします。ダムや河口堰が完成したら、普通の水需要で遂行するというパターンが多いですね。それから、渇水被害を減らす必要があるといいます。暫定水利権を安定化する必要があるといいます。これについてのコメントは、すみません、ここではしません。

時間がないので、茨城県についてだけ水需要予測に触れます。

茨城県も大量の未利用水を抱えていると思われまます。茨城県は、水資源開発公団が完成させた霞ヶ浦開発事業により毎秒37トンという大量の水源を確保しましたが、未利用部分が相当あるはずです。工業用水毎秒2.432トンが現在も未利用と思われまます。大量の未利用水を保有しながら、霞ヶ浦導水事業に参画することは許されないと思いまます。

元茨城県幹部職員回顧録に、県西用水事業をめぐる市町村長会議の記録を書いております。下館市長が市町村からの希望水量は6万トンのうち下館市は4,800トンの申し込みだったが1万400トンになっているのはどういうわけだといいまました。県側は、8万トンはこの事業には必要だと。この水量を市町村で受け取ってほしいと答えており、県が市町村に水量を押しつけていまます。茨城県南部の元首長も、人口減で要らないと県に陳情しているのに県は要るといったじゃないかと押しつけをしていまます。

それから、那珂川の管理担当だった国交省OBも、霞ヶ浦導水にこんなに金をかける意味があるのかという疑問視する声が内部にも多かつた、建設業界のため理由を後からつけていま事業、だから未完成でも不都合なことは起きていないといいまます。

無駄とわかっている事業をなぜやめられないのか。これは、ダムやトンネル建設の技術を絶やさないためとか、理由はいろいろ考えられまますが、中心的な理由は国土交通省職員の天下りだと思われまます。

職員は定年まで働けない慣行があります。子供の教育に金のかかる時期に役所から追い出されたら食べていけない、天下り先をたくさん用意することが職員の至上命題になっている。無駄であろうがなかろうが、公共事業を建設業界に供給し続けることが職員の仕事になっているということです。だからといって、それを許したのでは、公共事業を許したら財政は破綻し、環境を破壊しつくされてしまう。

まとめですが、この目的、水質浄化は虚構ということですね。それから流況調整は不可能であるということです。それから都市用水の確保も虚構です。それから、新規水需要を確保することについて、一応検討しましたが、省略します。それから、数々のルール違反を犯しているということになりますと、水資源開発機構を適用してフルプランに位置づけることは違法であります。それから、生物多様性条約と基本法に違反します。それから、フルプランにも重要事項が規定されていまして、既存施設の有効活用とか水産資源の保護と言っていますが、こういう規定に違反しています。霞ヶ浦導水事業は単に水質浄化や利根川・那珂川の渇水時相互補給に役立つだけでなく、両河川の生態系に影響を与え、多大な生物多様性損傷を引き起こします。それから、漁業者の生活も脅かします。したがって、百害あって一利なしの霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、同事業那珂川水系河川整備計画に位置づけてはなりません。あわせて、給水人口の増とか増加する水需要などの誤った認識を示す記述を原案から修正することを求めます。

以上で終わります。

以上